

平成30年度定期監査における指摘事項に関する改善策について

NO.	指 摘 事 項	改 善 策	担当課
(1)	<p>【東海村小・中学生各種大会派遣費補助金の適正な事務処理について】</p> <p>東海村補助金等交付規則第14条において、実績報告書等の提出期限は、補助事業等が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日とされており、東海南中学校の2件については、提出期限が同年8月28日と9月10日になる。従って、補助対象団体に指導して速やかに実績報告書等を徴すべきである。</p>	<p>これまでも、年度当初においては、補助対象団体に対する補助金制度の説明を行っていましたが、今後は、制度の説明に加えて法令順守徹底の周知と指導を行なってまいります。</p> <p>なお、当該指摘事案については、速やかに指導を行い、実績報告書を徴したことを報告いたします。</p>	<p>学校教育課</p>
(2)	<p>【地域包括支援センターにおける人員配置について】</p> <p>実務上も必須である社会福祉士の資格を持つ職員を配置すべきである。そしてできるだけ早く、法令等に従い3職種又はこれに準ずる者を2名ずつ配置し、包括的支援事業の充実強化を図るべきである。</p> <p>本村が、法令等に則った適正な人員配置を行ったうえで包括的支援事業を実施することが難しいのであれば、当該事業の委託についても検討を進める必要がある。</p>	<p>地域包括支援センターについては、現在村直営により運営しています。当面は配置が必須とされる専門職に不足が生じた場合は、職員の配置換え、非常勤職員の任用又は臨時的任用により体制を整備し事業の充実強化を図ってまいります。【人事課】</p> <p>高齢者の総合相談窓口として、介護、介護予防、認知症、高齢者虐待など困難な事案に関する相談等を受け、関係機関と連携しながら、それぞれの事案に必要で適切な支援ができるよう心がけておりますが、社会福祉士等の専門職の不足により、三職種によるチームアプローチが困難な状況であることを否認しません。そのような中、今後の高齢者人口及び認知症高齢者の増加に対応するため、職員配置の問題も含め、適切な地域包括支援センターの配置を検討する必要があることから、他市町村の情報収集を行い、方向性を検討してまいります。【高齢福祉課】</p>	<p>人事課 高齢福祉課</p>